

平成30年第3回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成30年4月13日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成30年4月13日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 議案第63号、議案第64号
 - 第 4 （総務文教常任委員会付託案件）
議案第63号
（市民厚生常任委員会付託案件）
議案第64号
 - 第 5 議案第65号
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第63号、議案第64号
 - 日程第4 （総務文教常任委員会付託案件）
議案第63号
（市民厚生常任委員会付託案件）
議案第64号
 - 日程第5 議案第65号
 - 追加日程 議長 の 辞 職
 - 追加日程 議会選第1号
 - 追加日程 副議長 の 辞 職
 - 追加日程 議会選第2号
 - 追加日程第1 議席の一部変更
 - 追加日程第2 発議案第8号
 - 追加日程第3 発議案第9号
 - 追加日程第4 諸般の報告
 - 追加日程第5 議会選第3号
 - 追加日程第6 議案第66号
-

出席議員（20名）

1 番 北 啓 君 2 番 宇 治 沙 耶 花 君

3番	室岡啓史君	4番	広瀬大海君
5番	上杉育子君	6番	山田伸之君
7番	荒井眞理君	8番	駒形信雄君
9番	渡辺慎一君	10番	坂下善英君
11番	金田淳一君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	佐藤孝君	16番	近藤和義君
17番	祝優雄君	18番	竹内道廣君
19番	中川直美君	20番	猪股文彦君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三浦基裕君	副市長	藤木則夫君
副市長	伊藤光君	教育長	渡邊尚人君
総務部長	渡邊裕次君	企画財政長	濱野利夫君
市民福祉部長	後藤友二君	産業観光長	坂田和三君
建設部長	猪股雄司君	総務部長 (兼総務課長)	中川宏君
市民福祉部副部長 (兼市民生活課長)	小路昭君	総務課長	斉藤昌彦君
教育委員会 学校教育課長	山田裕之君	教育委員会 教育課長	渡辺竜五君
監査委員 局長	加藤留美子君		

事務局職員出席者

事務局長	村川一博君	事務局次長	本間智子君
議事調査係	梅本五輪生君	議事調査係	岩崎一秀君

午前10時00分 開会・開議

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回佐渡市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩崎隆寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員は、1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（岩崎隆寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

○議会運営委員長（中川隆一君） おはようございます。去る4月10日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議いたしましたので、ご報告いたします。

会期につきましては、本日1日といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。この後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、各常任委員会の審査に入ります。常任委員会の審査が終了次第、当該報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、議会運営委員会を開催し、本会議を再開いたします。本会議の再開時間は、常任委員会の進捗状況を見て決定し、事務局より周知させます。本会議再開後は、委員長の報告、採決の後、教育委員会委員の任命についての議案の上程、採決を行い、一たん休憩した後、正副議長選挙を行います。次いで、正副議長選挙の結果に伴う議席の一部変更、発議案による新たな特別委員会の設置、新たな常任委員会及び特別委員の指名等を行い、最後に後期高齢者医療広域連合議員の選挙及び監査委員の選任についての上程、採決を行います。

報告は以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第63号、議案第64号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第3、議案第63号及び議案第64号についてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、平成30年度税制改正に伴い、専決処分により佐渡市税条例の一部を改正しましたので、議会に報告し、承認を求めるものです。主な改正内容は、法人市民税において、納期限延長の場合の延滞金について、申告後に減額更正がされ、その後さらに増額更正があった場合の延滞金の計算について規定するものです。また、固定資産税において、土地に係る負担調整措置についての特例措置を平成30年度から平成32年度までの間、現行の仕組みを継続することを規定するものです。

続いて、議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、平成30年度税制改正に伴い、専決処分により佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正しましたので、議会に報告し、その承認を求めるものです。主な改正内容は、国民健康保険の中間所得者層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額に係る課税限度額を引き上げ、また低所得者層の保険税軽減の拡大を図るため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の所得基準を緩和するものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第63号についての質疑を終結します。

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 前回のときもお尋ねをしておりますが、お尋ねをしたいと思います。

先ほど提案理由の中で、中間所得者層と低所得者層のためということでありました。そこで、今回のこの改正は何かというと、現在国民健康保険税が89万円のを93万円に4万円上げるというのですよね、結果的にいうと。国民健康保険については国民健康保険運営協議会とかでも詳しい資料を出してやっているかと思うのですが、そこでお尋ねをします。

まず1つは、今年度から国民健康保険自体は県に納付金を納めるということで逆算になっていますね。そこで、なぜ医療分だけが4万円アップで、後期高齢者と介護のほうがこれまだ下がるとか上がるとかしていないのかというのが1つ目。

2つ目、その改正をした場合、先ほど市長の提案理由にありましたが、5割軽減の方、2割軽減の方が

どのぐらいになるのか。例えばある自治体の国民健康保険運営協議会の資料によりますと、世帯人員が1人の場合は600万円から幾らになると2割軽減が5割軽減になるというようなことが示されているわけですが、それはどのようになりますか。それで、軽減割合と限度額を引き上げた場合の差というのか、幾ら軽減しても限度額引き上げればだめだと思うのですが、どうなっているのか。

最後、貧困等格差で本当に大変なのだけれども、今佐渡市の国民健康保険の加入者の中では、14歳未満が約1,000人ぐらい。ちょっと古い資料で平成27年の資料だと964人ということですが、いると思うのです。前も言いましたが、19歳未満が約1,500人ぐらい。全体の10%になっている。こういった子供を持っている世帯のモデル世帯では、どのような影響が出るというふうに分析をしていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 小路市民福祉部副部長。

○市民福祉部副部長（兼市民生活課長）（小路 昭君） ご説明いたします。

まず、なぜ医療費分だけ上がるのかということですが、国のほうで試算したところによりますと、今まで後期高齢者支援金分、介護納付金分、医療費分ということで国民健康保険の課税額は決まっております。後期高齢者支援金分で限度額を超えるものが2.05%、介護納付金の分が2.35%で、医療費分が2.69%ということで試算しております。今回医療費分を4万円上げることになりますとそれが2.36%下がるということで、全ての割合が2.4%以下になるということ念頭に置いて改正されたものです。

あと、5割軽減、2割軽減の割合でございますが、一応3月1日現在で割合を計算しております。7割、5割、2割軽減それぞれございますが、今回のものを仮に試算したとすると国民健康保険世帯の約72.9%の方が何らかの軽減を受けることになります。約1%ふえるといった試算をしております。あと、軽減についてですが、今回の軽減を取り入れることによりまして財政的には130万円ほど軽減額がふえてきます。

あと、子供世帯の分はどういったご質問だったですか。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 今お話がありました。まず1つは全体で約73%が軽減の対象になってその増加分が1%だと。その総額が幾らかといたら130万円だと。という、結局大した影響ではないのですよ、これ。そもそも国民健康保険税が高くて大変だということで滞納世帯がとてつもなく多いわけです。900世帯から1,000世帯近くになっている。もともと高いところでたった1%というのは、そもそも耐えられないし、今後どうするのかをお尋ねしておきたい。

それともう一つは、モデル世帯、とりわけ子育てはいろんなことで一番大変なのです。さっき言ったように、19歳未満が1,500人もいる。14歳未満が1,000人もいる。子育てが大変で、多分恐らく議員報酬ぐらいを純粹にとっているのと93万円ぐらいに張りつくのですよね、単純にいうと。だから、そういった低所得者ももちろんだが、子育てをやっている方にはこの今回の影響がどの程度出るのかということ聞いたのです。つまり先ほど言った130万円ですか、全体で。目くそ、鼻くそのレベルだと私は思うのだけれども、いかがお考えですか。

○議長（岩崎隆寿君） 小路市民福祉部副部長。

○市民福祉部副部長（兼市民生活課長）（小路 昭君） ご説明いたします。

国民健康保険、構造自体が低所得者と高齢者でほとんどを占めます。そういう構造的な問題を抱えておりますので、今回の軽減につきましても国のほうで財政措置を拡大しております。そういったところで低

所得者の部分をつくっていく、加えてイコール子供世帯の軽減を図っていくといったところで財政を支えていくしかないかなと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 先ほど子供世帯のモデルケースというのは、ある自治体の国民健康保険運営協議会の資料を見て私言っています。今のお話だけに一言だけ言っておきます。低所得者とあれが多いというのだけれども、過去の答弁も含めまして被用者、勤め人が佐渡市の中でも35%入っているのですよ、いわゆるワーキングペアの方々。低所得者とあれというのですけれども、今全国的にもそうですが、国民健康保険の勤め人が35%いるという認識はそれでいいと思うのですが、いかがですか、これで置きますが。

○議長（岩崎隆寿君） 小路市民福祉部副部長。

○市民福祉部副部長（兼市民生活課長）（小路 昭君） いわゆる勤め人、社会保険に入るべき方がいらっしゃるということは認識しておりますが、割合についてはつかんでおりません。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第64号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第63号及び議案第64号については、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第63号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第64号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第4、これより各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した本案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、山田伸之君。

〔総務文教常任委員長 山田伸之君登壇〕

○総務文教常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、改正地方税法が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、佐渡市税条例の一部改正を同

日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。

主な内容は、法人市民税に係る納期限を延長した場合の延滞金について、申告後に減額更正がされた後に、さらに増額更正があった場合の延滞金の計算について規定すること及び固定資産税の土地に係る負担調整措置について、現行の仕組みを平成32年度まで延長するものであります。

審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより総務文教常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について、委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、駒形信雄君。

〔市民厚生常任委員長 駒形信雄君登壇〕

○市民厚生常任委員長（駒形信雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、改正地方税法が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、佐渡市国民健康保険税条例の一部改正を同日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。

主な内容は、国民健康保険の中間所得者層の保険税負担の軽減を図るための課税限度額の引き上げ及び保険税軽減措置の対象となる世帯の所得基準を緩和するものであります。

審査の結果、承認すべきものとして計上しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第65号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第5、議案第65号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第65号 佐渡市教育委員会委員の任命について。

本案は、佐渡市教育委員会委員、中村友子氏の任期が平成30年5月7日をもって満了となりますが、引き続き中村氏を佐渡市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております議案第65号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第65号 佐渡市教育委員会委員の任命についての採決を行います。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

暫時休憩します。

午後 1時35分 休憩

午後 1時37分 再開

〔副議長、議長と交代し議長席に着く〕

○副議長（金田淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程 議長の辞職

○副議長（金田淳一君） ご報告いたします。

休憩中、議長、岩崎隆寿君から、議長の辞職願が提出されました。よって、議長が決まるまでの間、私が議長職を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

なお、本件については、岩崎隆寿君自身は除斥の対象となりますが、既に退場されております。

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（村川一博君） それでは、議長から出されました辞職願を朗読させていただきます。
平成30年4月13日、佐渡市議会副議長様、佐渡市議会議長、岩崎隆寿。
辞職願。今般一身上の都合により議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。
以上でございます。

○副議長（金田淳一君） お諮りいたします。
岩崎隆寿君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。
よって、岩崎隆寿君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。
岩崎隆寿君の入場を許可いたします。
〔22番 岩崎隆寿君入場〕

追加日程 議会選第1号

○副議長（金田淳一君） ただいま議長が欠員となりました。
お諮りします。佐渡市議会議長の選挙を日程に追加し、直ちに行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。
よって、佐渡市議会議長の選挙を日程に追加し、直ちに行います。
選挙の方法は、投票により行います。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（金田淳一君） ただいまの出席議員数は20名であります。
投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（金田淳一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（金田淳一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（金田淳一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の名前を記載の上、議席1番から順次投票願います。

〔投票〕

○副議長（金田淳一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（金田淳一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（金田淳一君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番、宇治沙耶花さん及び4番、広瀬大海君を指名いたします。

両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（金田淳一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票20票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、猪股文彦君 12票

佐藤 孝君 8票

なお、この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第3号の規定により5票であります。

以上のとおり、猪股文彦君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました猪股文彦君に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

猪股文彦君の発言を求めます。

猪股文彦君、登壇願います。

〔議長 猪股文彦君登壇〕

○議長（猪股文彦君） 議員各位のご推挙によりまして、議長に就任いたします。ありがとうございました。

私は、地方自治の原則である二代表制の一翼を担う佐渡市議会が冷静かつ闊達な議論を行い、批判と監視の府として市民の負託に応えることが大事と考えております。最善を尽くしたいと思っております。議員各位のご指導、ご鞭撻、よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（金田淳一君） ここで、私は猪股議長と交代をいたします。

暫時休憩します。

午後 1時49分 休憩

午後 1時51分 再開

〔議長、副議長と交代し議長席に着く〕

○議長（猪股文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程 副議長の辞職

○議長（猪股文彦君） ご報告いたします。

休憩中、副議長、金田淳一君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

なお、本件については、金田淳一君自身は除斥の対象となりますが、既に退場されております。

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（村川一博君） それでは、副議長から出されました辞職願を朗読させていただきます。

平成30年4月13日、佐渡市議会議長様、佐渡市議会副議長、金田淳一。

辞職願。今般一身上の都合により副議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） お諮りいたします。

金田淳一君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、金田淳一君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

金田淳一君の入場を許可いたします。

〔21番 金田淳一君入場〕

追加日程 議会選第2号

○議長（猪股文彦君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。佐渡市議会副議長の選挙を日程に追加し、直ちに行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、佐渡市議会副議長の選挙を日程に追加し、直ちに行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（猪股文彦君） ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（猪股文彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（猪股文彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席1番から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（猪股文彦君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（猪股文彦君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、上杉育子さん、7番、荒井真理さんを指名いたします。

両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（猪股文彦君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票18票、無効投票2票。

有効投票中、中川直美君 10票

坂下善英君 8票

なお、この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第3号の規定により5票であります。

以上のとおり、中川直美君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました中川直美君に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

中川直美君の発言を求めます。

中川直美君、登壇願います。

〔副議長 中川直美君登壇〕

○副議長（中川直美君） ただいま副議長に選出をされました中川直美でございます。

私はまず最初に、多くの先人が築き上げてきた二元代表制の一つである佐渡市議会、批判と監視の府、市民の声を代表する市議会として一層議会の権能を高めるとともに、政策立案なども含め、議会のありようを大きく皆さんとともに実践していきたいと思っております。これらを通して市民の期待に応える市議会となること、これが今期待されております。言うまでもありませんが、議会はそれぞれ意見や政策の違う議員の合議体であり、民主的、公平な議会運営こそが最も土台となります。そして、主権者市民の期待に応えられる議会となるように、地方自治法に定められた副議長の職務を、微力ではありますが、全力で

務めてまいりたいと思っております。どうかひとつよろしく願いいたします。(拍手)

○議長(猪股文彦君) ここで、暫時休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 3時08分 再開

○議長(猪股文彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

○議長(猪股文彦君) お諮りいたします。

ただいまお手元に配付したとおり、本日の日程に追加日程第1から第6までを追加し、順次議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(猪股文彦君) 異議なしと認めます。

よって、ただいまお手元に配付したとおり、本日の日程に追加日程第1から第6までを追加し、順次議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議席の一部変更

○議長(猪股文彦君) 追加日程第1、議席の一部変更を議題といたします。

正副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。変更した議席は、お手元に配付した議席表のとおりであります。

その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長(村川一博君) それでは、お手元の資料に基づきまして、変更になりました議席番号、氏名を読み上げさせていただきます。敬称につきましては、省略させていただきます。

11番	金田淳一	12番	中川隆一
13番	岩崎隆寿	14番	中村良夫
15番	佐藤孝	16番	近藤和義
17番	祝優雄	18番	竹内道廣
19番	中川直美	20番	猪股文彦

以上でございます。

○議長(猪股文彦君) お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(猪股文彦君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読させたとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時18分 再開

○議長（猪股文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2 発議案第8号

○議長（猪股文彦君） 追加日程第2、発議案第8号 航路問題に関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔15番 佐藤 孝君登壇〕

○15番（佐藤 孝君）

発議案第8号

航路問題に関する調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年4月13日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

提出者	佐渡市議会議員	佐 藤	孝
賛成者	〃	中 川	隆 一
	〃	岩 崎	隆 寿
	〃	中 村	良 夫
	〃	竹 内	道 廣
	〃	祝	優 雄
	〃	山 田	伸 之
	〃	近 藤	和 義

航路問題に関する調査特別委員会の設置について

佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

記

1 特別委員会の名称

航路問題に関する調査特別委員会

2 付託事件

離島佐渡の空路・海路に関する事

3 委員の定数

8人

4 期間

上記付託事件の審査又は調査が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う

5 費用

予算の範囲内

以上であります。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） これより発議案第8号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 発議案第9号

○議長（猪股文彦君） 追加日程第3、発議案第9号 行財政改革に関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔15番 佐藤 孝君登壇〕

○15番（佐藤 孝君）

発議案第9号

行財政改革に関する調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年4月13日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

提出者	佐渡市議会議員	佐 藤	孝
賛成者	〃	中 川	隆 一
	〃	岩 崎	隆 寿
	〃	中 村	良 夫
	〃	竹 内	道 廣
	〃	祝	優 雄
	〃	山 田	伸 之
	〃	近 藤	和 義

行財政改革に関する調査特別委員会の設置について

佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

記

- 1 特別委員会の名称
行財政改革に関する調査特別委員会
- 2 付託事件
行財政改革の推進に関する事
- 3 委員の定数

8人

4 期間

上記付託事件の審査又は調査が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う

5 費用

予算の範囲内

以上であります。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） これより発議案第9号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 諸般の報告

○議長（猪股文彦君） 追加日程第4、議会人事に係る諸般の報告をいたします。

まず、常任委員、議会運営委員及び議会報編集特別委員から委員の辞職願が提出されておりますので、委員会条例第14条の規定により、議長においてこれを許可いたしましたことをご報告いたします。

次に、後任の常任委員、議会運営委員及び議会報編集特別委員並びに新たに設置された航路問題に関する調査特別委員会及び行財政改革に関する調査特別委員会の委員は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元に配付した資料のとおり指名いたしました。これよりその氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（村川一博君） それでは、常任委員、議会運営委員及び特別委員の氏名につきまして朗読させていただきます。敬称は、省略させていただきます。

総務文教常任委員会

上 杉 育 子	山 田 伸 之	坂 下 善 英
中 川 隆 一	佐 藤 孝	近 藤 和 義
中 川 直 美	猪 股 文 彦	

市民厚生常任委員会

宇 治 沙耶花	室 岡 啓 史	荒 井 眞 理
金 田 淳 一	岩 崎 隆 寿	祝 優 雄

産業建設常任委員会

北 啓	広 瀬 大 海	駒 形 信 雄
渡 辺 慎 一	中 村 良 夫	竹 内 道 廣

議会運営委員会

山 田 伸 之	渡 辺 慎 一	金 田 淳 一
中 川 隆 一	岩 崎 隆 寿	中 村 良 夫
近 藤 和 義	竹 内 道 廣	

議会報編集特別委員会

北 啓	宇 治 沙耶花	上 杉 育 子
山 田 伸 之	荒 井 眞 理	渡 辺 慎 一
岩 崎 隆 寿	中 村 良 夫	近 藤 和 義

航路問題に関する調査特別委員会

北 啓	宇 治 沙耶花	室 岡 啓 史
駒 形 信 雄	坂 下 善 英	金 田 淳 一
中 村 良 夫	祝 優 雄	

行財政改革に関する調査特別委員会

室 岡 啓 史	広 瀬 大 海	上 杉 育 子
山 田 伸 之	荒 井 眞 理	渡 辺 慎 一
岩 崎 隆 寿	中 川 直 美	

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） ここで、暫時休憩いたします。

午後 3時26分 休憩

午後 3時26分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

休憩中、各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集特別委員会、航路問題に関する調査特別委員会及び行財政改革に関する調査特別委員会が開催され、それぞれ正副委員長が互選されましたので、その結果を事務局長に朗読させます。

○事務局長（村川一博君） それでは、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長並びに副委員長につきまして朗読いたします。

総務文教常任委員会委員長	佐藤 孝
副委員長	山田 伸之
市民厚生常任委員会委員長	荒井 眞理
副委員長	室岡 啓史
産業建設常任委員会委員長	渡辺 慎一
副委員長	広瀬 大海
議会運営委員会委員長	近藤 和義
副委員長	金田 淳一
議会報編集特別委員会委員長	北 啓
副委員長	宇治 沙耶花
航路問題に関する調査特別委員会委員長	祝 優雄
副委員長	駒形 信雄
行財政改革に関する調査特別委員会委員長	山田 伸之

副委員長 室 岡 啓 史

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） 以上で諸般の報告を終わります。

追加日程第5 議会選第3号

○議長（猪股文彦君） 追加日程第5、議会選第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行うこととし、その方法は議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に荒井眞理さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました荒井眞理さんを新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました荒井眞理さんが新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された荒井眞理さんに対し、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

追加日程第6 議案第66号

○議長（猪股文彦君） 追加日程第6、議案第66号 佐渡市監査委員の選任についてを議題といたします。

なお、本案については、岩崎隆寿君が除斥の対象となるわけではありますが、既に退場されております。

それでは、市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第66号 佐渡市監査委員の選任について。

本案は、佐渡市監査委員、猪股文彦氏が平成30年4月12日をもって辞職したため、その後任として岩崎隆寿氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（猪股文彦君） これより議案第66号 佐渡市監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。
よって、本案は同意することに決定いたしました。

○議長（猪股文彦君） 以上で会議を閉じます。
平成30年第3回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。
午後 3時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 猪 股 文 彦

前 議 長 岩 崎 隆 寿

前 副 議 長 金 田 淳 一

署 名 議 員 北 啓

署 名 議 員 室 岡 啓 史